

## 平成29年度第5回政策討論会第三分科会 要点記録

日 時	平成29年11月13日（月）15:00～
場 所	第一委員会室
出席者	座長 池田 啓子 副座長 反甫 旭 岩崎 雅秋 京西 且哲 松本 妙子 雪本 清浩 鳥居 宏次 中井 良介

### 発言要旨

- そもそも市街化調整区域の意義は、農林漁業の振興と自然環境保全である。岸和田市が泉北一号線沿いを見て和泉市と比べて、進んでいる、遅れていると比べるのはおかしい。岸和田市は海から市街地、里、山があり、岸和田市の線引きにはその意義がある。その範囲でこの分科会のテーマは進めていくべきと思う。

規制緩和の課題が出ているが、基準になる条例や問題が共通認識になっていないようにも思うし、私自身、地元状況も考えも知らずに話し合っている様に思うので、改めて、今市が取り組んでいる地元との協議の内容や、市街化調整区域の内容や課題などを調べてみることにする。

- 市街化調整区域におけるコミュニティの維持のためには、人口の定着を図る—そのためには地元の農業振興が不可欠—とともに、人口移住のための住宅建設が可能となる施策—規制緩和—が必要となるだろう。しかし考えてみると、このような議論の前提となる都市計画法を基本として府や市のさまざまな法的な枠組みを、私の勉強不足のためだがそれがよくわからない。だから「規制緩和」といっても、どんな規制があり、その規制にはどんな意味があり、緩和するにはどんな手続きが必要で、また市の中でどの程度のことができるかもよくわからない。さらに、われわれがここで議論しているが、肝心の地元の人々の意向もわからない。

そこで結論だが、いま、東葛城地区に教育委員会や都市計画関係の課が入り、住民を主体にした学校や地域のあり方の話し合いをしていると聞く。分科会として理事者を招き、話を聞くことを提案したい。分科会として共通認識を持つ上でも有益ではないか。

- 市街化調整区域の規制緩和を考えていく。

たとえば、主人が隠居するとき三反以上（900坪）あれば、別に家を建てられると聞いている。その場合、別の兄弟が独立した家を建てる事になったら、他町に引っ越しなくてはいけないと聞く。そういう場合の規制緩和。

また、岸和田は公共施設を建てる場合、その付近に喫茶やお店を建てていいという規制緩和などを検討してはどうかと考える。

## 平成29年度第5回政策討論会第三分科会 要点記録

- 内畑町内の工場集積地区を既存工業地区に位置付けるために、法や条例などを調査し必要な見直しを検討すべきと考えます。

地区計画での位置付けは、農用地が点在するため可能性が低いと思われます。

可能性の高い「都市計画法第34条」の開発立地基準追加による位置付けを進めるべきと考えます。

既存集落については、地域住民とともに検討を進めるべきと考えます。
- 今、行っている丘陵地区の規制緩和の手法がどのようなものだったのかなと思う。また、集落の親御さんは子どもに、その集落に残ってほしいと思っているのかなと思う。
- 市街化調整区域における人口減少の要因を抽出し、その課題に重点的に取り組み、少しでも効果があれば、長期的な実施項目とすべきである。また、地域住民と市民の意見を聞き、施策に反映しなければならない。
- 区域における住民の人口を維持又は増加させるには、①医療を受ける環境、②通勤通学の交通利便性、③買い物のしやすさ、④緑の多さを兼ね備えた、住み心地の良さが重要と考える。

人口の多くない地域でのコミュニケーションの場は、学校であると認識している。特認校の設置や岸和田の個性を活かした農学校の設置は、その対策として、有効な手段だと考える。

市街化調整区域の制定前の建築物に対しては、現状不適格の考えは取り払うか、又は、地区計画を定めることで、事業が継続できるよう配慮や支援が必要であると考えます。
- 地元住民の意見をしっかり聞かなければ、ここで議論していることが実際に行う際に反発が起きるのではないかと思う。規制を緩和したところで飛躍的に人口が上がるわけではないので、まずは流出を防ぐことを考えなければならないのではないか。

以上